

役員報酬等支給基準

（目的）

第1条 この規程は、学校法人インターナショナルスクールオブ長野（以下「この法人」という。）の寄附行為第38条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給する。ただし、賞与については、理事会において必要と認める場合、支給する。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬

（報酬等の額の算定方法）

第4条 常勤の役員の報酬月額、この法人設立から3年間は、別表第1の俸給表により決定する。

- 2 常勤の役員の賞与及び退職慰労金は別表第4及び第5に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。
- 3 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 月末締め翌月15日払い（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする）。
 - (2) 賞与 毎年12月及び3月
 - (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 3 報酬等は法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和4年5月1日より施行する。

別表第1（この法人設立から3年間の常勤の役員の報酬）月額 円

役職名	報酬の額
理事長	500,000
常務理事	200,000
理事	100,000
監事	100,000

1 月額報酬は、上表の範囲内の金額で、理事会の決議を得て決定する。

別表第2（常勤の役員の報酬）月額 円

号棒	理事長	常務理事	理事	監事
1	500,000	200,000	100,000	100,000
2	800,000	250,000	150,000	150,000
3	1,000,000	300,000	200,000	200,000
4	1,200,000	350,000	220,000	220,000
5	1,500,000	400,000	250,000	250,000
6	1,800,000	450,000	280,000	280,000
7	2,000,000	500,000	300,000	300,000

別表第3 非常勤役員の報酬

号棒	理事	監事
1	20,000	30,000
2	40,000	50,000
3	60,000	60,000
4	80,000	80,000
5	100,000	100,000

別表第4（常勤の役員の賞与）

12月の賞与 報酬月額×2か月分

3月の賞与 報酬月額×2か月分

別表第5（常勤の役員の退職慰労金算定式）

最終報酬月額×1/2×在任年数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。